

平成25年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給	水	戸	数	23,300 戸
(2) 年	間	総	有	8,517,125 m ³
(3) 一	日	平	均	23,335 m ³
(4) 主	要	な	建	781,237 千円
			設	
			改	
			良	
			事	
			業	
			等	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 水道事業収益	2,279,778 千円
第1項 営業収益	2,269,498 千円
第2項 営業外収益	10,278 千円
第3項 特別利益	2 千円

支	出
第1款 水道事業費用	2,245,908 千円
第1項 営業費用	2,094,525 千円
第2項 営業外費用	146,899 千円
第3項 特別損失	3,484 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,046,727千円は、過年度分損益勘定留保資金787,099千円、当年度分損益勘定留保資金225,851千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,777千円で補填するものとする。)

収		入	
第1款	水道事業資本的収入		484,917千円
第1項	負担金		39,162千円
第2項	分担金		38,088千円
第3項	固定資産売却代金		10千円
第4項	補助金		11,069千円
第5項	投資償還金		396,588千円

支		出	
第1款	水道事業資本的支出		1,531,644千円
第1項	建設改良費		828,969千円
第2項	企業債償還金		302,675千円
第3項	投資		400,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 314,233千円 |
| (2) 交際費 | 100千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,679千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,379千円と定める。

平成25年3月5日 提出

天理市長 南 佳 策